

改正案	現行
<p>（禁止行為）</p> <p>第一百七十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>二十四の二 令第二十六条の二の二第一項に規定する決済措置（次号、第五十七条第一項及び第五十八条の二において単に「決済措置」という。）に係る有価証券の調達先の確認をせずに、空売り又は当該空売りの委託の取次ぎを行う行為</p> <p>二十四の三 あらかじめその有価証券を所有し、調達し、又は調達するための措置を講ずることなく、決済措置として有価証券の貸付けを約する行為</p> <p>二十四の四 一般信用取引（信用取引のうち、信用取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸付けを受けることができる取引以外のものをいう。）に係る有価証券（令第二十六条の二の二第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。）を所有し、調達し、又は調達するための措置が講じられることなく、その売付けを受託し、</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第一百七十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

又はその売付けの委託の取次ぎの申込みを受ける行為

二十四の五 有価証券（預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。）の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所の会員等若しくは認可金融商品取引業協会の会員に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為（当該売付けが有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。第五十八条の三において「取引等規制府令」という。）第十条各号（第一号から第五号まで及び第十七号を除く。）又は第十一条各号（第一号から第三号までを除く。）の取引のいずれかに該当するものである場合には、当該取引に係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、当該売付け又は当該売付けの委託の取次ぎを行う行為）

二十五～二十八 （略）

2 （略）

（業務に関する帳簿書類）

第五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

三の二 決済措置の確認に係る記録

（新設）

二十五～二十八 （略）

2 （略）

（業務に関する帳簿書類）

第五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

（新設）

三の三 決済措置適用除外取引の確認に係る記録

三の四 第一百七十七条第一項第二十四号の五の確認に係る記録

四〇十七 (略)

2 前項第一号、第二号及び第十六号ハに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同項第二号に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日)から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号まで、第十六号(同号ハを除く。)及び第十七号(同号ニを除く。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(注文伝票)

第一百五十八条 前条第一項第三号の注文伝票には、法第二条第八項第一号から第四号までに掲げる行為(媒介又は代理に係るものを除く。)に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 取引の種類(次のイからチまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからチまでに定める事項を含む。以下この節において同じ。)

イ〜ヘ (略)

ト 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)及び同条第二十二項第六号

(新設)

(新設)

四〇十七 (略)

2 前項第一号、第二号及び第十六号ハに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同項第二号に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日)から五年間、同項第三号及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号まで、第十六号(同号ハを除く。)及び第十七号(同号ニを除く。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(注文伝票)

第一百五十八条 前条第一項第三号の注文伝票には、法第二条第八項第一号から第四号までに掲げる行為(媒介又は代理に係るものを除く。)に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 取引の種類(次のイからチまでに掲げる取引にあつては、それぞれイからチまでに定める事項を含む。以下この節において同じ。)

イ〜ヘ (略)

ト 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)及び同条第二十二項第六号

に掲げる取引 次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引については、当事者があらかじめ定めた事由（同号に掲げるいずれかの事由をいう。第百五十九条第一項第十三号二において同じ。）が当該事由が発生した場合に支払われることとなる金銭の額又はその計算方法及び当事者の間で移転することを約した金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。）

チ (略)

四〇十一 (略)

2・3 (略)

(決済措置の確認に係る記録)

第百五十八条の二 第百五十七条第一項第三号の二の決済措置の確認に係る記録には、令第二十六条の二の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により確認した内容に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 顧客の氏名又は名称

二 確認年月日

三 決済措置に係る有価証券の調達先

四 令第二十六条の二の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により確認した決

に掲げる取引 次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引については、当事者があらかじめ定めた事由（同号に掲げるいずれかの事由をいう。次条第一項第十三号二において同じ。）が当該事由が発生した場合に支払われることとなる金銭の額又はその計算方法及び当事者の間で移転することを約した金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。）

チ (略)

四〇十一 (略)

2・3 (略)

(新設)

済措置の内容

(決済措置適用除外取引の確認に係る記録)

第百五十八条の三 第百五十七条第一項第三号の三の決済措置適用除外取引の確認に係る記録には、受託した有価証券(令第二十六条の二の二第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。)の空売りが取引等規制府令第九条の三第二十号から第三十六号まで又は第九条の四第十号から第十九号までに掲げる取引として行うものであることを確認する場合における当該空売りの内容に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 顧客の氏名又は名称
- 二 確認年月日
- 三 取引の具体的な内容

(第百七十七条第一項第二十四号の五の確認に係る記録)

第百五十八条の四 第百五十七条第一項第三号の四の第百七十七条第一項第二十四号の五の確認に係る記録には、同号の確認をした内容に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 顧客の氏名又は名称
- 二 確認年月日
- 三 有価証券の管理の方法

(新設)

(新設)

(業務に関する帳簿書類)

第八十一条 法第四十七条の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第一百五十七条第一項第一号及び第二号(同号ハを除く。)に掲げる帳簿書類

二 第二種金融商品取引業を行う者であるときは、次に掲げる帳簿書類

イ 第一百五十七条第一項第三号から第九号までに掲げる帳簿書類

ロ 特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況の記録

三 投資助言・代理業を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第十六号に掲げる帳簿書類

四 投資運用業を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第十七号に掲げる帳簿書類

2 (略)

3 第一項第一号及び第三号(第一百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(第一項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、第一項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、第一項第二号(同条第一

(業務に関する帳簿書類)

第八十一条 法第四十七条の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第一百五十七条第一項第一号及び第二号(同号ハを除く。)に掲げる帳簿書類

二 第二種金融商品取引業を行う者であるときは、次に掲げる帳簿書類

イ 第一百五十七条第一項第三号から第九号までに掲げる帳簿書類

ロ 特定有価証券等管理行為に係る分別管理の状況の記録

三 投資助言・代理業を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第十六号に掲げる帳簿書類

四 投資運用業を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第十七号に掲げる帳簿書類

2 (略)

3 第一項第一号及び第三号(第一百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(第一項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、第一項第二号(同条第一項第三号に掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、第一項第二号(同条第一項第三号に掲げる

一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。)に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第三号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。)及び第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(業務に関する帳簿書類)

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第百五十七条第一項第一号及び第二号(同号ハを除く。)に掲げる帳簿書類
- 二 登録金融機関業務のうち、金融商品仲介業務、投資助言・代理業及び投資運用業以外のものについては、第百五十七条第一項第三号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる帳簿書類
- 三 金融商品仲介業務については、次に掲げるもの
  - イ 金融商品仲介補助簿
  - ロ 金融商品仲介預り明細簿
- 四 投資助言・代理業を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十六号に掲げる帳簿書類
- 五 投資運用業を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十七号に掲げる帳簿書類

帳簿書類を除く。)に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第三号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。)及び第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(業務に関する帳簿書類)

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第百五十七条第一項第一号及び第二号(同号ハを除く。)に掲げる帳簿書類
- 二 登録金融機関業務のうち、金融商品仲介業務、投資助言・代理業及び投資運用業以外のものについては、第百五十七条第一項第三号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる帳簿書類
- 三 金融商品仲介業務については、次に掲げるもの
  - イ 金融商品仲介補助簿
  - ロ 金融商品仲介預り明細簿
- 四 投資助言・代理業を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十六号に掲げる帳簿書類
- 五 投資運用業を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十七号に掲げる帳簿書類

2 前項第一号及び第四号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(前項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日)から五年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。)、第三号イ及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。)、第三号ロ、第四号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。))及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

2 前項第一号及び第四号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(前項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日)から五年間、前項第二号(同条第一項第三号に掲げる帳簿書類に限る。)、第三号イ及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号(同条第一項第三号に掲げる帳簿書類を除く。)、第三号ロ、第四号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。))及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。



二 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正案	現行
<p>（金融商品取引所等へ提供する残高情報） 第十五条の三 令第二十六条の五第一項第一号に規定する空売りの残高に関する情報として内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>一 指定有価証券について空売りを行った者の商号、名称又は氏名（当該者が個人（第七号に規定する残高割合が〇・〇五未満である個人に限る。）の場合は、個人である旨）</p> <p>二 指定有価証券について空売りを行った者（第七号に規定する残高割合が〇・〇五未満である個人を除く。）の住所又は所在地（個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次号及び第二十九条第二項において同じ。）である個人にあつてはこれらに相当するもの）</p> <p>三 指定有価証券の空売りが次に掲げる空売りである場合にあつては、次に定める事項</p> <p>イ 信託業を営む者が信託財産の運用として行った空売り 信託財産の名称並びに当該信託財産が委託者の指図に基づき運用を行うものである場合にあつては、当該委託者の商号、名称又は</p>	<p>（金融商品取引所等へ提供する残高情報） 第十五条の三 令第二十六条の五第一項第一号に規定する空売りの残高に関する情報として内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>一 指定有価証券について空売りを行った者の商号、名称又は氏名</p> <p>二 指定有価証券について空売りを行った者の住所又は所在地（個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次号及び第二十九条第二項において同じ。）である個人にあつてはこれらに相当するもの）</p> <p>三 指定有価証券の空売りが次に掲げる空売りである場合にあつては、次に定める事項</p> <p>イ 信託業を営む者が信託財産の運用として行った空売り 信託財産の名称並びに当該信託財産が委託者の指図に基づき運用を行うものである場合にあつては、当該委託者の商号、名称又は</p>

氏名及び住所又は所在地（当該委託者が個人（第七号に規定する残高割合が〇・〇五以上である個人に限る。）の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名（当該個人が非居住者の場合は、これらに相当するもの）、当該委託者が個人（同号に規定する残高割合が〇・〇五未満である個人に限る。）の場合は個人である旨）

ロ 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十二号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が投資一任契約の相手方のために運用財産の運用（その指図を含む。ハにおいて同じ。）として行った空売り 投資一任契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地（投資一任契約の相手方が個人（第七号に規定する残高割合が〇・〇五以上である個人に限る。）の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名（当該個人が非居住者の場合は、これらに相当するもの）、当該委託者が個人（同号に規定する残高割合が〇・〇五未満である個人に限る。）の場合は個人である旨）

ハ・ニ (略)

四〇七 (略)

2 (略)

氏名及び住所又は所在地（当該委託者が個人の場合は、都道府県名及び市町村名又は特別区名（当該個人が非居住者の場合は、これらに相当するもの））

ロ 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十二号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が投資一任契約の相手方のために運用財産の運用（その指図を含む。ハにおいて同じ。）として行った空売り 投資一任契約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地（投資一任契約の相手方が個人の場合は、都道府県名及び市町村名又は特別区名（当該個人が非居住者の場合は、これらに相当するもの））

ハ・ニ (略)

四〇七 (略)

2 (略)